同行援護従業者養成研修（一般課程）に相当すると京都府知事が認める研修について

「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)」第１条第１項第１１号及び第１６号の「同行援護従業者養成研修の課程（一般課程）に相当するもの」として京都府知事が認める研修は以下のとおりとする。

1. 京都府視覚障害者ガイドヘルパー養成研修
2. 京都市視覚障害者ガイドヘルパー養成研修
3. 京都市移動支援事業従業者養成研修（視覚障害者移動支援課程）
4. 視覚障害者移動介護従業者養成研修（廃止前の「指定居宅介護等及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成１５年３月２４日厚生労働省告示第１１０号）」第３号に掲げるもの）
5. 京都府が実施したガイドヘルパー養成研修重度視覚障害者研修課程
6. 視覚障害者外出介護従業者養成研修（廃止前の「指定居宅介護等及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成１８年３月３１日厚生労働省告示第２０９号）」第３号に掲げるもの）
7. その他研修を実施した地域の都道府県において一般課程に相当すると知事が認める研修

＜参考：告示抜粋＞

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)

第１条

十一　平成二十三年九月三十日において、現に同行援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十六　平成二十三年九月三十日において、現に同行援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であって、平成二十三年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者